

所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会運営規約

(名称)

第1条 本会は、所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会という。(以下、「協議会」という。)

(目的)

第2条 本会は、介護保険サービス提供事業者が相互にあるいは保険者と情報交換等を行なうことにより、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に資するとともに介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、所沢市の住民に対して、介護保険サービスを提供する事業者を会員とする。

- 2 本会への加入又は脱退を行なう場合には、協議会事務局に加入(脱会)届けを提出するものとする。

(事業)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 介護支援専門員等に関する研修会や連絡・調整会議等の開催。
- (2) 介護サービス等の情報化の推進に関すること。
- (3) 良質なサービスを提供するための施設等の検討に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は会員の互選によりこれを選出し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、第3条に定める会員で構成し、本会の運営に関する事項を議決する。

- 2 総会は、会長が召集し、年1回開催する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする。ただし、会員が欠席の時は、委任状によって出席とみなすことができる。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。ただし、委任状の議決権は議長に一任する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、必要に応じて、随時開催する。

3 会議は、協議事項の内容により、会員の一部により開催することができる。

4 会長は、協議事項の内容により関係者の出席をもとめて、意見または説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 必要に応じて、協議会に専門部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は当分の間、所沢市福祉部介護保険課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。